



三重県公報

令和8年7月21日 (火)

第 738 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
467	地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者の住所の変更	(税 務 企 画 課)	2
468	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
469	同件	(同)	2
470	同件	(同)	3
471	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(漁 政 課)	4
472	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	4
公 安 委 告 示			
19	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	4
公 告			
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	8
	同件	(同)	11

告 示

三重県告示第 467 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定した指定納付受託者から、次のとおり住所を変更した旨の届出がありました。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定納付受託者の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号	令和 8 年 7 月 21 日

三重県告示第 468 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡度会町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 469 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町・度会郡大紀町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡大紀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥羽市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに鳥羽市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 470 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用

する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 471 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
三重県松阪市町平尾町 231-15	前田 晃一	松阪	松阪漁業協同組合
三重県津市香良洲町 5187-1	近藤 典也	松阪	松阪漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和 8 年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日まで
- (2) 縦覧場所
松阪市新松ヶ島町 620-55 松阪漁業協同組合

三重県告示第 472 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 域	区 分
波切・御座区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切及び御座の地区）	雑魚定置漁業及び小型定置漁業

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 19 号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和8年7月21日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和8年8月31日(月)	令和8年8月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和8年8月28日(金)	
3	準中型自動車免許	令和8年8月27日(木)	
4	普通自動車免許	令和8年8月26日(水)	
5	大型特殊自動車免許	令和8年9月1日(火)	
6	大型自動二輪車免許	令和8年8月25日(火)	
7	普通自動二輪車免許	令和8年8月24日(月)	
8	けん引免許	令和8年9月3日(木)	
9	大型自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	
10	中型自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	
11	普通自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和8年8月31日(月)	令和8年8月3日(月)から同月7日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和8年8月28日(金)	
3	準中型自動車免許	令和8年8月27日(木)	
4	普通自動車免許	令和8年8月26日(水)	
5	大型特殊自動車免許	令和8年9月1日(火)	
6	大型自動二輪車免許	令和8年8月25日(火)	
7	普通自動二輪車免許	令和8年8月24日(月)	
8	けん引免許	令和8年9月3日(木)	
9	大型自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	
10	中型自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	
11	普通自動車第二種免許	令和8年9月2日(水)	

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

次のいずれかの方法で、申請してください。

(1) 書面での申請

窓口で申請を行う場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面(該当者のみ)を添付の上、下記申請先へ提出し、申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を提示してください。

郵送により提出する場合は、審査申請書に審査細目免除者であることを証する書面(該当者のみ)を添付の上、下記申請先へ郵送し、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

※ 審査申請書は、下記申請先で配布します。

申請先

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係

(2) オンラインでの申請

e-Gov 電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイトをいいます。）から必要事項を入力し、申請用写真及び審査細目免除者であることを証する書面（該当者のみ）を添付して申請してください。

また、審査実施日に申請者本人であることが確認できる運転免許証又はマイナ免許証を持参の上、提示してください。

(3) 審査手数料の納付方法

審査に必要な手数料を審査実施日にお知らせしますので、三重県収入証紙で納付してください（三重県収入証紙は、現金でのみ購入できます。）。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

清算法人平谷・前村土地改良区（多気郡多気町平谷 446 番地）

退任監事

多気郡多気町平谷 810 番地

大 谷 実

〃 〃 〃 338 番地

中 井 法 夫

退任清算人

多気郡多気町平谷 446 番地

坂 浦 正 生

〃 〃 前村 1488 番地 1

森 田 正

〃 〃 平谷 685 番地 2

森 田 泰 之

〃 〃 〃 702 番地 1

森 田 章

〃 〃 前村 1457 番地 2

東 山 義 美

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター

三重県四日市市尾平町字天王川原 1805 番地 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

名称	代表者氏名	住所
----	-------	----

イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
化粧品品のふじや株式会社	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1
池上詔一郎	—	三重県津市丸之内 36 番 11 号
株式会社川スミ	川澄 幸司	三重県桑名市大字仲新田字新井水下 67 番地 3
カンダキラット株式会社	菅田 拓平	岡山県津山市川崎 1902 番地の 3
株式会社ピースプレアコーポレーション	廣田 清美	三重県四日市市伊倉 1-1-53-503
イオンペット株式会社	米津 一郎	千葉縣市川市南八幡 4 丁目 17 番 8 号
株式会社ボーラント	熊澤 繁樹	三重県四日市市諏訪栄町 20 番 3 号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外測 2 丁目 38 番地
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号 新川イースト
株式会社きもの処染重	中澤 孝広	三重県四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号
マルコ株式会社	岩本 眞二	大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号
株式会社ネクサスエンタープライズ	原本 一正	大阪市中央区日本橋二丁目 7 番 13 号 福永ビル 2 階 A 号室
NEG O I S M 合同会社	南 隆佑	三重県亀山市関町鷺山 4 番地 21
ビックエル株式会社	菅原 正之	福井市新保 3 丁目 2218 番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
化粧品品のふじや株式会社	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1
株式会社川スミ	川澄 幸司	三重県桑名市大字仲新田字新井水下 67 番地 3
カンダキラット株式会社	菅田 拓平	岡山県津山市川崎 1902 番地の 3
株式会社ピースプレアコーポレーション	廣田 清美	三重県四日市市伊倉 1-1-53-503
イオンペット株式会社	米津 一郎	千葉縣市川市南八幡 4 丁目 17 番 8 号
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号
株式会社きもの処染重	中澤 孝広	三重県四日市市三ツ谷東町 1 番 12 号
マルコ株式会社	岡本 雅文	大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号
NEG O I S M 合同会社	南 隆佑	三重県亀山市関町鷺山 4 番地 21
ビックエル株式会社	菅原 正之	福井市新保 3 丁目 2218 番地
株式会社織信	田中 久登	京都市右京区嵯峨中又町 16 番地 6
株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
楽天トータルソリューションズ株式会社	染川 芳宏	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 28 日

4 変更理由

小売業者の入退店及び住所並びに代表者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 7 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 7 月 21 日から同年 11 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域
 四日市市川島町及び同市八王子町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 21 日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,272,000 k w h
 - (2) 購入物品の特質等
 購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。
 - (3) 使用期間
 令和 8 年 11 月 1 日（日）0 時から令和 9 年 10 月 31 日（日）24 時まで
 - (4) 需要場所
 三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部
 - (5) 業種
 官公署（事務所）
 - (6) 供給計画等
 調達説明書（仕様書）に示すとおり。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中でない者でないこと。
 ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 エ 令和 8 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。
 オ 小売電気事業者（電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあつては供給実績があること（電気事業法第 3 条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調

達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和8年8月11日（火）11時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあつては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和8年9月1日（火）17時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和8年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和8年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係 担当 齋藤
電話 059-222-0110(内線)2291 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じ。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和8年8月24日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和8年8月14日（金）までに本システム上で通知を行います。
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和8年8月14日（金）までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月24日（月）14時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年8月24日（月）14時

なお、入札書は令和8年8月17日（月）から同月24日（月）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係

案件名 三重県警察本部で使用する電気（単価契約）入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年8月24日（月）15時

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和8年8月21日（金）15時までに

(1)の担当者へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知（証明書等審査結果通知書）（写し可）を持参してください。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約単価に仕様書で記載の予定数量を乗じた額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約単価に仕様書で記載の予定数量を乗じた額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Electricity (approx. 2,272,000 kwh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Sunday, November 1, 2026 to 12:00 P.M. on Sunday, October 31, 2027.

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Police Headquarters

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, August 24, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 17, 2026 and 2:00 P.M. on Monday, August 24, 2026.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M on Monday, August 24, 2026.

(6) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT.2291

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年7月21日

三 重 県 警 察 本 部 長 谷 井 義 正

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県運転免許センター等で使用する電気（予定使用量）1,325,500 k w h

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 使用期間

令和8年10月1日（木）0時から令和9年9月30日（木）24時まで

(4) 需要場所

ア 三重県津市垂水 2566 番地 三重県運転免許センター

イ 三重県津市丸之内 22 番 1 号 三重県津警察署

(5) 業種

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおり。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和 8 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者（電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者）にあつては供給実績があること（電気事業法第 3 条の規定に基づく一般送配電事業の許可を受けている者を除く。）。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 8 年 8 月 11 日（火）11 時までに、本システムにより本入札に参加する場合にあつては本システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、令和 8 年 9 月 1 日（火）17 時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（小売電気事業者）が、令和 8 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和 8 年度年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係 担当 齋藤

電話 059-222-0110(内線)2291 ファクシミリ 059-226-9917 電子メール eckenkei@pref.mie.jp

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年8月24日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和8年8月14日（金）までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和8年8月14日（金）までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月24日（月）14時まで

イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年8月24日（月）14時

なお、入札書は令和8年8月17日（月）から同月24日（月）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係

案件名 三重県運転免許センター等で使用する電気（単価契約）入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年8月24日（月）15時30分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部入札室

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、令和8年8月21日（金）15時までに

(1)の場所へ連絡してください。

なお、立会いをする方は、入札参加資格確認結果の通知（証明書等審査結果通知書）（写し可）を持参してください。

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約単価に仕様書で記載の予定数量を乗じた額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらの者を「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約単価に仕様書で記載の予定数量を乗じた額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Electricity (approx. 1,325,500kwh) to be used in the main buildings of the Driver's license Center and Tsu police station, Mie prefectural police

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Thursday, October 1, 2026 to 12:00 P.M. on Thursday, September 30, 2027.

(3) Supply place:

main buildings of the Driver's license Center and Tsu police station

(4) Bid submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, August 24, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 17, 2026 and 2:00 P.M. on Monday, August 24, 2026.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M on Monday, August 24, 2026.

(6) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture 514-8514 Japan

TEL:059-222-0110 EXT.2291

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
